

一般財団法人食品安全マネジメント協会 ステークホルダー委員会運営規程	発行日 2018-04-11	文 書 番 号 PR_000_02_R01_ja
	改定日 2021-10-12	改定番号 R01

一般財団法人食品安全マネジメント協会 ステークホルダー委員会運営規程

1. 目的

この規程は、一般財団法人食品安全マネジメント協会定款に基づき一般財団法人食安全マネジメント協会（以下、「協会」という）に設置するステークホルダー委員会（以下、「委員会」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 責任

理事長は、理事会の承認を得て委員会の各委員を任免する責任を負う。

委員会の委員は、理事会の諮問により、ステークホルダーの見地に立って、各自独立して、次の各号に掲げる事項に関し専門的助言及び意見を述べる責任を負う。

a) 協会が行う JFS 関連文書の開発及び改定

b) 協会が**理事会に報告する前に、年間活動報告を含む JFS 関連文書のレビュー（少なくとも年 1 回 3 月以前）**

***JFS 関連文書：付属書の対象文書リストを参照のこと。**

3. 任期

委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

任期の満了前に退任した委員の後任として任命された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

4. 座長

座長は、ステークホルダー委員会において委員の互選で選出する。

5. 招集

委員会は、理事長により招集される。理事長は、遅くとも 3 週間前までに各委員に招集を通知しなければならない。

6. 諮問に対する答申

委員会は、委員会開催後、委員会の議事録をもって理事会に答申する。

7. 情報公開

協会は、委員の氏名及び所属を協会のウェブサイトで公開する。

8. 秘密保持

ステークホルダー各委員は、会議において知りえた秘密を第三者に漏洩してはならない。この秘密保持義務は委員会の任期満了後も存続する。各委員は、協会に対して「秘密保持誓約書」を提出しなければならない。

9. 委員の解任

理事長は、次の各号の委員を、理事会の承認を得て解任することができる。

a) ステークホルダーとして不適切な言動が認められた者

一般財団法人食品安全マネジメント協会 ステークホルダー委員会運営規程	発行日 2018-04-11	文 書 番 号 PR_000_02_R01_ja
	改定日 2021-10-12	改定番号 R01

b) 病気等により委員会への参加が継続的に困難な状況があり、改善の見込みがない者

以上

(付属書)

JFS 関連文書のリストを以下に記す。

1. JFS 規格文書
2. JFS プログラム文書
3. JFS 年間活動報告
4. JFS ガイドライン文書
5. JFS 研修機関・研修コース承認基準文書

改版 (Version)	発行日 (Issue Date)	改定履歴 (Revision History)
	2018-04-11	初版
R01	2021-10-12	2020.1 への整合及び内部監査指摘への対応の為の体 裁変更